

特集

行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）を策定

町では、まちづくりを「住民参画と協働」と「経営手法の活用」の視点で進める必要があることから、地方分権の時代にかかわしい有効性、効率性を追求した行政システムの確立を目的として、「上三川町行政改革大綱（第4期）策定等懇談会」の提言等を踏まえ、平成22年度からの5年間に町が取り組む行政改革の基本方針等を定めた「上三川町行政改革大綱（第4期）」と、その大綱に基づき具体的な取り組みの内容を示した「上三川町集中改革プラン（第2期）」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

◆上三川町行政改革大綱（第4期）

行政改革のメインテーマ

「活力に満ち、魅力あるまちを次代に引き継ぐ 上三川の改革」
基本方針

5つの基本方針を定め、行政改革を継続、推進します。

一、行政改革の継続

「上三川町行政改革大綱（第3期）」から継続が必要な取り組みの内容については、中断することなく、継続して取り組みます。

二、効果的・効率的な行政改革への取り組み

行政改革の取組事項は、実効性のある取り組みを中心に組み立て、その進行管理や評価については、事務事業評価の活用も検討し、効果的・効率的な取り組みを行います。

三、職員の意識改革と能力の開発

全職員が現状に対する危機意識と緊張感、スピード感覚を持ち、行政改革を職員が自らの問題として認識するよう意識改革を図るとともに、職員一人ひとりの資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成を図ります。

四、住民のまちづくり意識の醸成

個人・団体等が地域社会における役割を認識し、住民と行政が互いの責任と役割分担のもとに協働して、魅力と活力あふれるまちづくりを進めることにより、住民自治・地域自治の実現を図ります。

五、「より安心・安全で活力あるまち 上三川」の実現

すべての分野にわたって「安心安全」「活力」「協働、自立」を基本としたまちづくりを進めることにより、誰もが住んでみたくなる、住み続けたいなまのまちの実現を目指します。

◆上三川町集中改革プラン（第2期）（41項目に取り組みます）

6つの主要施策のもと41項目の具体的な取り組み目標を掲げ、全庁を挙げて行政改革に取り組みます。以下、主要施策ごとに「主な取り組みの内容」と「目標」について掲載します。

・主要施策1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化（取組項目数 8）

主な取り組みの内容	目 標
特別保育の実施	上三川保育所で延長保育、一時保育、休日保育の実施
シティーセールスの推進	観光スポットを紹介したビデオをホームページ公開

(2) 行政手続の公平の確保・透明性の向上（取組項目数 4）

新地方公会計制度による財務4表の公開	前年度分の財政状況を公表
個人情報保護制度の適正な運用	前年度分の実施状況をホームページ、広報等で公表

(3) 民間委託の導入（取組項目数 4）

保育所の民営化	上三川保育所の民営化
水道施設管理業務の民間委託	配水場及び取水場の管理業務の民間委託の継続

・主要施策2 時代のニーズに即応した組織・機構の見直し

(1) 組織・機構の整備（取組項目数 3）

組織の統廃合・改編	効果的、効率的な組織機構の構築
窓口業務の時間延長等の検討	窓口延長の継続、期間及び業務の拡大の検討

・主要施策3 定員管理の適正化と計画的・効率的な行政運営

(1)人事システムの確立 (取組項目数 1)

人事評価制度の導入	業績評価に加え自己申告制度を導入
-----------	------------------

(2)定員の適正化 (取組項目数 2)

定員適正化計画による適正な定員管理	年度別職員数計画(23年度から27年度まで)を策定
-------------------	---------------------------

(3)給与水準の適正化 (取組項目数 3)

給与水準の適正化の維持	国・県等の情報を把握し、毎年度、給与の改定を実施
出張旅費の見直し	日当の見直し

(4)人材育成計画の推進と職員の資質向上 (取組項目数 3)

職員の意識改革の推進	人材育成基本方針及び人材育成実施計画の見直し
人事交流	県との人事交流を継続、県への研修派遣を検討

・主要施策4 行政の情報化等による住民サービスの向上

(1)情報化の推進と住民サービスの向上 (取組項目数 1)

ホームページを活用した情報提供の推進	町ホームページへのアクセス数の増加
--------------------	-------------------

・主要施策5 住民参画と公共施設の効率的な設置・運営

(1)住民参画の推進 (取組項目数 2)

コミュニティ活動の推進	コミュニティ未組織地域の組織化を促進
女性委員登用率の向上の推進	審議会委員等へ女性の積極的な登用の推進

(2)公共施設の効率的な設置・運営 (取組項目数 2)

職員の福利厚生施設の見直し	庁舎敷地内のテニスコートを駐車場として整備
農業集落排水事業の普及・推進、適正な施設管理	処理施設並びに付帯施設の管理委託の継続 事業の普及・推進による接続率アップ 平均接続率(H21年度65% → H26年度80%)

・主要施策6 財政の適正かつ健全な運営

(1)財政の健全化 (取組項目数 3)

現年度納付と滞納処分の強化	徴収率の向上
起債残高の削減	平成20年度末一般会計起債残高より5%削減

※起債:事業に必要な資金を借り入れること。

(2)補助金等の整理・合理化 (取組項目数 1)

補助金等の適正化	全ての「まちづくり補助金」を「補助金等審議会」で審査
----------	----------------------------

(3)使用料及び手数料等の見直し (取組項目数 3)

広報かみのかわ等広告掲載事業の推進	「広報かみのかわ」、「町ホームページ」への広告掲載件数の増加
ごみ減量化の推進	家庭系燃やせるごみの減量化(21年度比12.5%削減)

(4)公営企業の経営健全化 (取組項目数 1)

公営企業に係る事務事業全般の見直し	上水道の普及率の向上 (H21年度83% → H26年度88%)
-------------------	-------------------------------------

※「上三川町行政改革大綱(第4期)」及び「上三川町集中改革プラン(第2期)」の詳細については、企画課窓口及び町ホームページで見ることができます。

▼問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎(56)9118